

付録 I - 2001 年の責任準備金評価に対する指示：カナダ・アクチュアリー会（CIA）生命保険財務報告委員会（CLIFR）

覚書

宛先：生命保険会社の全実務者

発信：サイモン・カーティス

生命保険財務報告委員会（CLIFR：Committee on Life Insurance Financial Reporting）

日付：2001 年 10 月

掲題：2001 年の保険会社の責任準備金評価に対する指示

最低保証付ファンド保険（Seg Fund）の評価

「最低保証付ファンド保険」（Seg Fund）に関連する一般勘定のリスクについて、「生命保険財務報告委員会」（CLIFR）では、確率的手法を用いて最低保証給付に対する準備金を設定する方法が、適切な保険数理実務を代表する方法であると考えている。

「生命保険財務報告委員会」（CLIFR）では、「最低保証付ファンド保険」（Seg Fund）のリスク計量に確率的手法を適用しようとする保険計理人は、以下の 2 つの文書である『カナダ GAAP 会計の下でのリスク計量に対する確率的手法の使用』（Use of Stochastic Techniques to Value Liabilities under Canadian GAAP）（2001 年 7 月）と『最低保証付ファンド保険（Seg Fund）に関するカナダ・アクチュアリー会（CIA）タスク・フォース報告書』（Report：CIA Task Force on Segregated Fund Investment Guarantees）（2000 年 8 月）を再確認すべきであると考えている。これらの文書は、調査書の位置づけであり、実務基準とか、実務基準を説明・拡張するものではない。それにもかかわらず、「生命保険財務報告委員会」（CLIFR）では、これらの文書は、カナダ GAAP 会計の環境下でリスク計量に確率的手法を適用する上で有益な参考になると考えている。

「生命保険財務報告委員会」（CLIFR）は、「最低保証付ファンド保険」（Seg Fund）のリスク計量への確率的手法の使用の適切な実施に以下の特定の推奨事項を有しているわけではない。

- (a) 投資収益率シナリオ・パスの発生に用いる投資収益率モデルは、上述の『タスク・フォース報告書』（2000 年 8 月）の段落 2.1（投資収益率モデル）にある基準と方法に従うべきである。
- (b) ヘッジ取引やリスク抑制策のモデル化は、上述の『タスク・フォース報告書』（2000 年 8 月）の段落 2.3（ヘッジ取引のモデル化）に従うべきである。
- (c) 投資収益率リスクに対する「危険準備金」（PfADs）を設定する方法は、上記の両方の参考文書に記載する「条件付きテイル期待値」（CTE：Conditional Tail Expectation）に従うべきである。結果の適切な範囲は、「条件付きテイル期待値」CTE（60）～CTE（80）である。
- (d) 確率的プロジェクトにおける保険金支出を賄う収入として適用する収入手数料額を決定する上で、『タスク・フォース報告書』（2000 年 8 月）の段落 3.3.5 にある基準に従うべきである。
- (e) 変更に対する明確な意図や意志がない場合、将来収入（「管理費用率」（MER：Management Expense Ratio））や保険会社のリスク管理戦略（何もしない、再保険、ヘッジ取引）は、評価日時点で適用できるものと同様に維持すべきである。
- (f) 増額が大きくリスクを増大させる場合、増額を適切な水準で織り込むべきである（例えば、10 年より短い期間にわたり投資金額を完全に保証する固定満期日の保険契約）。
- (g) 保険計理人に、選択的な保証見直し額に利用できる他の数値を示す、信頼できる経験値がない場合、保証見直しが最低保証額を大きく増大させるのであれば、保証見直しを行う保険契約者群団の 75% が毎年保証見直しを行うと仮定すべきである。最低保証額の大きな増大とは、15% ないしそれ以上である。
- (h) 高い予定解約率が最低保証保険金の純（つまり、将来支出現価を賄う危険保険料を反映した後の）将来支出現価を減少させる保険契約について、保険計理人に、他の数値を示す、信頼できる（つまり、同様の最低保証のある保険商品の経験値のように、信頼でき、適切な）経験値が

ない場合、解約・失効・減額は、どの保険期間でも最大値で年 8%を上回るべきではない。この 8%には、保険商品に明確に内包される年金機能の下での通常の減額（例えば、「適格退職年金ファンド」（RRIF：Registered Retirement Income Fund）保険契約の減額）は含まれない。

- (i) プロジェクト期間は、契約更新（自動的な保証見直し）や選択的な保証見直しの影響を含むように、保険満期まで引き伸ばさばきである。
- (j) 分析は、連続性をもって、または、最低保証給付の性質、満期・保証終了までの期間、保証する口数価額と開始時の口数価額の関係という観点で、同様の特徴を持つ群団に保険契約集団を分類して実施すべきである。

一度、「最低保証付ファンド保険」（Seg Fund）の保険契約・契約群団毎のリスク量が決定されれば、その結果は、保険契約・保険群団毎のその他の要素に対して実施するリスク計量と統合すべきである。

「生命保険財務報告委員会」（CLIFR）は、このリスクに対するリスク量が小さくなく、より簡略な方法が望ましい状況があることもあると認識している。このような環境では、「生命保険財務報告委員会」（CLIFR）は、「最低継続資本剰余規制」（MCCSR：Minimum Continuing Capital and Surplus Requirement）に対する「金融機関監督局」（OSFI：the Office of the Superintendent of Financial Institutions）の「バランスシート所要額」（TBSR：Total Balance Sheet Requirement）規制を適用して得られる、「バランスシート所要額」（TBSR）の一定割合を用いて、このリスクに対する責任準備金を決定することを推奨している（つまり、責任準備金 = $F \times$ 計算上の「バランスシート所要額」（TBSR））。

ファクターFは最低保証給付とファンド分類に従って変化し、「バランスシート所要額」（TBSR）も変わることが求められる。結果は、各ファンド毎に保守的な「市場価額 / 保証価額」（MV/GV）割合を仮定して、概ね「条件付きテイル期待値」CTE（80）に相当するように意図される。

最低死亡保証給付（GMDB：Guaranteed Minimum Death Benefits） F = 0.65（ファンドの全種類）

最低満期保証給付（GMMB：Guaranteed Minimum Maturity Benefits） F = 0.60（短期資金）
F = 0.25（債券）
F = 0.30（バランス型）
F = 0.50（安定型株式）
F = 0.55（安定成長型株式）
F = 0.60（成長型株式）

以上